

第2回 親権の在り方専門委員会 平成22年5月31日	資料4
----------------------------------	-----

「親権制度に関するアンケート調査」結果報告

平成22年5月

全国児童相談所長会

はじめに

- ・ 親権にかかる制度の見直しについて、平成 23 年度の改正に向け、法務省所管の法制審議会及び厚生労働省所管の社会保障審議会で検討が進められている。
- ・ このことから、全国の児童相談所の実態や意見等を把握するため、アンケート調査を実施した。
- ・ 調査の状況（調査実施期間：平成 22 年 2 月中旬～4 月中旬）

調査対象児童相談所数 201 所

回答数 158 所

回収率 79%

目 次

1 集計値	1
2 結果と各所の主な意見等	7

1 集計値

I 直近の状況に関する調査

■平成22年1月31日現在の、児童福祉施設に入所措置（契約除く）及び里親に委託措置されている児童数

質問I-1 措置をしている児童の28条の適用状況について

(1)児童福祉施設措置中児童数 29,755 人 $a=b+c+d+e$

○ 保護者の同意状況について

①措置の当初から現在まで28条 272 人 $b=b'+b''$

・更新をした児童数 124 人 b'

・未更新の児童数 148 人 b''

②措置の当初は同意だが現在は28条 10 人 $c=c'+c''$

・更新をした児童数 2 人 c'

・未更新の児童数 8 人 c''

③措置の当初は28条だが現在は同意 165 人 $d=d'+d''$

・更新をした児童数 44 人 d'

・未更新の児童数 121 人 d''

④措置の当初から現在まで同意 29,308 人 e

(2)里親等委託措置中在籍児童数 2,610 人 $f=g+h+i+j$

○ 保護者の同意状況について

①措置の当初から現在まで28条 16 人 $g=g'+g''$

・更新をした児童数 5 人 g'

・未更新の児童数 11 人 g''

②措置の当初は同意だが現在は28条 1 人 $h=h'+h''$

・更新をした児童数 0 人 h'

・未更新の児童数 1 人 h''

③措置の当初は28条だが現在は同意 2 人 $i=i'+i''$

・更新をした児童数 1 人 i'

・未更新の児童数 1 人 i''

④措置の当初から現在まで同意 2,591 人 j

質問I-2 貴児童相談所で措置している児童の親権者と親権喪失の状況について
(管理権のみ喪失のケースは、親権喪失には含みません。)

(1)児童福祉施設措置中児童数 1,478 人 $k=k'+k''$

①親権喪失児童数 10 人 k'

②親権喪失以外で親権者がいない児童数 1,468 人 k''

(2)里親等委託措置中在籍児童数 237 人 $k=k'+k''$

①親権喪失児童数 3 人 k'

②親権喪失以外で親権者がいない児童数 234 人 k''

質問I-2-2 各在籍児童の詳細状況について

※ 後述の「2 結果と各所の主な意見等」参照

II 現状調査

■親権喪失宣告請求と医療ネグレクトへの対応の現状について

質問Ⅱ-1-1 児童福祉法第33条の7に規定されている、児童相談所長として「児童又は児童以外の二十歳に満たない者の、親権喪失宣告請求」を行った事例について

(1)平成20年度	1 ある	4	ある場合はその件数：	8
	2 ない	153		
(2)平成21年度（～現在までに）	1 ある	3	ある場合はその件数：	5
	2 ない	155		

質問Ⅱ-1-2 質問Ⅱ-1-1のうち、医療ネグレクトのため、家裁に対し親権喪失宣告請求及び保全処分により、医療行為（手術等）を受けさせた事例について

(1)平成20年度	1 ある	1	ある場合はその件数：	3
	2 ない	155		
(2)平成21年度（～現在までに）	1 ある	1	ある場合はその件数：	3
	2 ない	156		

■未成年後見人選任請求について

質問Ⅱ-2-1 児童福祉法第33条の8第2項に規定されている未成年後見人選任請求を行った事例について

(1)平成20年度	1 ある	10	ある場合はその件数：	14
	2 ない	146		
(2)平成21年度（～現在までに）	1 ある	10	ある場合はその件数：	14
	2 ない	145		

質問Ⅱ-2-2 質問Ⅱ-2-1のうち、未成年後見人を予定しないまま選任請求を行った事例について（児童相談所長が「親権を行う」期間が相当程度続くケース）

(1)平成20年度	1 ある	3	ある場合はその件数：	3
	2 ない	151		
(2)平成21年度（～現在までに）	1 ある	3	ある場合はその件数：	3
	2 ない	150		

■行政不服審査請求の現状について

質問Ⅱ-3-1 一時保護に関して行政不服審査請求が行われた件数

(1)平成20年度	1 ある	31	ある場合はその件数：	44
	2 ない	126		
(2)平成21年度（～現在までに）	1 ある	33	ある場合はその件数：	50
	2 ない	124		

質問Ⅱ-3-2 施設入所措置に関して行政不服審査請求が行われた件数

(1)平成20年度	1 ある	6	ある場合はその件数：	6
	2 ない	151		
(2)平成21年度（～現在までに）	1 ある	8	ある場合はその件数：	12
	2 ない	150		

質問Ⅱ-3-3 児童福祉司指導に関して行政不服審査請求が行われた件数

(1)平成20年度	1 ある	6	ある場合はその件数：	6
	2 ない	150		
(2)平成21年度（～現在までに）	1 ある	0	ある場合はその件数：	0
	2 ない	158		

質問Ⅱ-3-4 費用徴収に関して行政不服審査請求が行われた件数

(1)平成20年度	1 ある	1	ある場合はその件数:	1
	2 ない	156		
(2)平成21年度(～現在までに)	1 ある	4	ある場合はその件数:	3
	2 ない	154		

質問Ⅱ-3-5 その他に行政不服審査請求が行われた件数

(1)平成20年度	1 ある	4	ある場合はその件数:	14
	2 ない	153		
(2)平成21年度(～現在までに)	1 ある	7	ある場合はその件数:	7
	2 ない	150		

■行政事件訴訟の現状について

質問Ⅱ-4-1 一時保護に関して行政事件訴訟が行われた件数

(1)平成20年度	1 ある	0	ある場合はその件数:	0
	2 ない	157		
(2)平成21年度(～現在までに)	1 ある	1	ある場合はその件数:	3
	2 ない	157		

質問Ⅱ-4-2 施設入所措置に関して行政事件訴訟が行われた件数

(1)平成20年度	1 ある	3	ある場合はその件数:	3
	2 ない	154		
(2)平成21年度(～現在までに)	1 ある	3	ある場合はその件数:	11
	2 ない	155		

質問Ⅱ-4-3 児童福祉司指導に関して行政事件訴訟が行われた件数

(1)平成20年度	1 ある	1	ある場合はその件数:	1
	2 ない	156		
(2)平成21年度(～現在までに)	1 ある	0	ある場合はその件数:	0
	2 ない	158		

質問Ⅱ-4-4 費用徴収に関して行政事件訴訟が行われた件数

(1)平成20年度	1 ある	1	ある場合はその件数:	1
	2 ない	156		
(2)平成21年度(～現在までに)	1 ある	0	ある場合はその件数:	0
	2 ない	158		

質問Ⅱ-4-5 その他に行政事件訴訟が行われた件数

(1)平成20年度	1 ある	0	ある場合はその件数:	0
	2 ない	157		
(2)平成21年度(～現在までに)	1 ある	0	ある場合はその件数:	0
	2 ない	158		

Ⅲ 新たな制度に関する意見について

Ⅲ-1 施設入所等措置中の取り扱いについて

■施設長等の優先

質問Ⅲ-1-1 施設長による措置が親権者の親権に優先する枠組みについて

1 賛成	106
2 反対	6
3 どちらともいえない	46

質問Ⅲ-1-2 里親による措置が親権者の親権に優先する枠組みについて

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 どちらともいえない

63
29
66

質問Ⅲ-1-3 施設長等（里親含む）にではなく、児童相談所長（都道府県）に権限を与え、児童相談所長（都道府県）から「委任する」枠組みについて

- 1 児童相談所長（都道府県）から、施設長や里親へ委任する枠組みがよい
- 2 日常的な身上監護の観点から施設長等（里親含む）のほうが適当
- 3 どちらともいえない

34
87
37

■医療（入院、服薬、手術、輸血等）

質問Ⅲ-1-4 児童相談所長、施設長等（里親含む）が、親権者の同意がなく医療行為を受けさせることができることについて

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 どちらともいえない

68
22
44

質問Ⅲ-1-5 児童福祉審議会等の意見を聴くことを前提に、児童相談所長、施設長等（里親含む）が、親権者の同意がなく医療行為を受けさせることができることについて

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 どちらともいえない

56
57
45

質問Ⅲ-1-6 医療行為を受けさせることができるのは、新たな親権の一時停止など、裁判所の決定に拠らなければならないこと（現行と類似又は同様の手続き）について

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 どちらともいえない

59
46
53

Ⅲ-2 一時保護中の取り扱いについて

■児童相談所長の優先

質問Ⅲ-2-1 一時保護中は児童相談所長の措置が親権者の親権に優先する枠組みについて

- 1 賛成
- 2 反対
- 3 どちらともいえない

122
7
29

■一時保護期間

質問Ⅲ-2-2 一時保護期間の制限や裁判所の承認について

- 1 A案「現行制度維持」に賛成
- 2 A修正案「現行制度維持（超2ヶ月の要件明確化）」に賛成
- 3 B案「28条申立てまでの期間制限」に賛成
- 4 B修正案「28条申立てまでの期間制限（延長には要裁判所承認）」に賛成
- 5 C案「同意ない一時保護には裁判所の承認を要する（例：2週間以内、簡易審査）」に賛成
- 6 その他の方法

67
58
3
10
17
3

質問Ⅲ-2-3 「何らかの司法関与」が求められると予測されるため、1 A案、2 A修正案以外であれば、B案、B修正案、C案のどれを選択するかについて

- 1 どちらかといえばB案に賛成
- 2 どちらかといえばB修正案に賛成
- 3 どちらかといえばC案に賛成
- 4 B案、B修正案、C案どちらも対応が難しい

22
42
39
52

Ⅲ-3 親権を行う者がいない子の適切な監護等の手当て

■里親委託・一時保護中で親権者がいない場合（未成年後見人があるに至るまで）

質問Ⅲ-3-1 児童相談所長が機関として親権を行うものとするについて

1 賛成	115
2 反対	12
3 どちらともいえない	31

質問Ⅲ-3-2 里親委託中は、里親が親権を行うものとするについて

1 賛成	69
2 反対	36
3 どちらともいえない	52

■法人による未成年後見

質問Ⅲ-3-3 法人を未成年後見人に選任できるようにすることについて

1 賛成	79
2 反対	18
3 どちらともいえない	61

■措置及び一時保護中ではない未成年者に親権者等がいない場合

質問Ⅲ-3-4 児童相談所長が機関として未成年後見人に選任できるようにすることについて

1 賛成	38
2 反対	62
3 どちらともいえない	58

質問Ⅲ-3-5 児童相談所長が機関として未成年後見人となることの問題点

※ 後述の「2 結果と各所の主な意見等」参照

質問Ⅲ-3-6 行政手続で児童相談所長が親権を行うものとするについて

1 賛成	28
2 反対	58
3 どちらともいえない	71

Ⅲ-4 親権制度の見直しに関するその他の論点

■接近禁止命令のあり方

質問Ⅲ-4-1 接近禁止命令の主体は、現在、都道府県知事とされていることについて

1 命令主体は、都道府県知事のままで支障ない（実績がない）	88
2 命令主体は、都道府県知事では支障があるため、裁判所が望ましい	58
3 命令の主体にこだわらない（どちらでもよい）	9

質問Ⅲ-4-2 接近禁止命令は、強制入所（28条）と面会・通信の全部制限が要件となっているが、これを同意入所や一時保護中ケースにまで対象拡大する必要性について

1 現行の面会・通信制限で対応ができており、接近禁止命令まで必要ない	66
2 面会・通信制限だけでは十分な対応ができないので接近禁止命令が必要である	71
3 どちらでもよい	19

質問Ⅲ-4-3 施設入所中、里親等委託中、一時保護中以外の未成年の子へ対象を拡大することについて

1 民間シェルターで保護されている場合や祖父母等の親族監護の場合、接近禁止命令が必要	71
2 現行制度で対応が可能であり、接近禁止命令までは必要ない	60
3 どちらでもよい	25

■保護者に対する指導の実効性を高める方策

質問Ⅲ-4-4 保護者指導への司法関与のあり方について

1 司法から、直接保護者（親権者）に対して勧告等を行うべきである	138
2 都道府県（児童相談所）に対して勧告を行う現行制度のままでよい	11
3 どちらでもよい	9

質問Ⅲ-4-5 保護者指導への司法関与の方法について

- 1 A案 家裁が保護者に児童相談所の指導を受けるよう命ずるようにする
- 2 B案 28条承認併せて児童相談所が指導措置をとることを承認する
- 3 C案 28条承認併せて児童相談所の指導を受けるべき旨を保護者に勧告する
- 4 その他

87
5
59
7

■懲戒権及び懲戒場の規定（民法第822条）

質問Ⅲ-4-6 懲戒権及び懲戒場の規定（民法第822条）の要否について

- 1 削除すべきである
- 2 どちらかといえば削除すべきである
- 3 どちらでもよい
- 4 どちらかといえば削除しなくてもよい
- 5 削除しなくてよい

77
43
19
15
3

Ⅲ-5 その他 親権制度に関する自由意見等
※ 後述の「2 結果と各所の主な意見等」参照

2 結果と各所の主な意見等

調査 I 直近の状況に関する調査

「平成 22 年 1 月 31 日現在の児童福祉施設に入所措置（契約を除く）及び里親に委託措置されている児童数」を調査した。

質問 I - 1

法第 28 条の適用状況について

(1) 児童福祉施設措置中児童 表 1

児童福祉施設	29,755
①当初から28条	272
更新	124
未更新	148
②同意→28条	10
更新	2
未更新	8
③28条→同意	165
更新	44
未更新	121
④同意→同意	29,308

(2) 里親委託措置中児童数 表 2

里親委託	2,610
①当初から28条	16
更新	5
未更新	11
②同意→28条	1
更新	0
未更新	1
③28条→同意	2
更新	1
未更新	1
④同意→同意	2,591

- 児童数は、表 1、表 2 という結果であった。
- 児童福祉施設の措置児童数を、児童相談所数と提出数とを比較し単純補正 (201/158) すると 37,853 人となる。同様に里親委託児童数を行うと 3,320 人となり、H20 年の入所等状況の数値と大きな差は認められないことから、実態を推測することが可能と思われる。

(児童養護施設入所児童等調査 H20 年 2 月 1 日 = 児童福祉施設 37,991 人 ; 里親委託 3,611 人)

- 表 1・2 を合計すると表 3 となる。

表 3

措置児童数	32,365	%
①当初から28条	288	0.89%
②同意→28条	11	0.03%
③28条→同意	167	0.52%
④同意→同意	31,899	98.56%

- 当初から 28 条のケースは、0.89%、同意から 28 条に切替わったケースは極少数 0.03%、28 条から同意に切替わったケースは 0.52%、当初から、同意による入所は 98.56% であった。
- 児童相談所における「28 条手続き」をみると、現在①～③の計 466 件 (単純補正後 593 件) の手続き事務を行っていることになる。
- 表 2 から、里親に 28 条ケースの委託措置を行っているケースが 19 件 (0.7%) あった。

質問 I - 2 措置中児童の親権喪失の状況

表 4

児童福祉施設	1,478
①親権喪失児童	10
②喪失以外で親権者がいない児童	1,468
里親等委託	237
①親権喪失児童	3
②喪失以外で親権者がいない児童	※234

- 表 4 をみると、1,715 人 (5.3%) が、親権喪失した児童及び親権喪失以外で親権者がいない児童である (単純補正後 2,182 人)。
- 児童養護施設の長は、親権者がいない児童に対して、親権者にかわり親権を行うことができるが、里親の場合は規定がないため、新たな対応策が求められることになるのは※234 人 (単純補正後 298 人) である。

質問 I - 2 - 2

1,715 人分の個別ケースの詳細調査を求めたが、提出は 748 ケース (約 44%) にとどまった。

- 以下の表 5 は、親権喪失 (父母いずれかの親権喪失、父母両方の親権喪失) 児童、13 人の状況である。

表5

親権喪失児童	父母いずれか片方		父母両方	
	4人		9人	
	未成年後見人	申立者	未成年後見人	申立者
	児相長 2	児相長 2	児相長 1	児相長 1
	叔母 1	祖父 1	叔父 3	叔父 3
	祖母 1	祖母 1	伯母 1	伯母 1
			祖母 1	祖母 1
			その他 3	その他 3

○ 以下の表6は、親権喪失以外で親権者がいない児童735人の状況である。

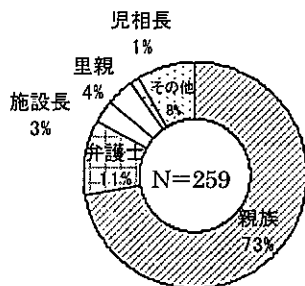
未成年後見人がいる児童は259人、親権者・後見人ともにいない児童は476人であった。

表6

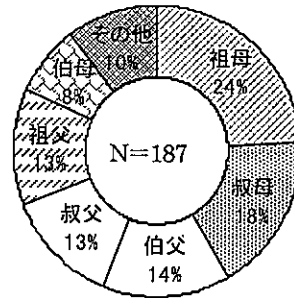
親権喪失以外で親権者がいない児童	未成年後見人がいる		親権者・後見人ともにいない	
	259人		476人	
	未成年後見人	申立者		
親族	187	親族	170	
弁護士	28	児相長	25	
施設長	8	その他	18	
里親	11	不明	46	
児相長	3			
その他	22			

○ 未成年後見人の内訳を見てみると、親族が最も多く約73%、弁護士が約11%、施設長が約3%、里親が約4%、児童相談所長が約1%となっている。(グラフI-1参照)

グラフI-1 未成年後見人の状況



グラフI-2 親族の状況



○ グラフI-2のとおり、親族の未成年後見人の内訳は、祖母・叔母・伯父・叔父・祖父・伯母の順であった。

○ 次に申立者をみると、これも約66% (不明を除くと約80%) が親族で最も多かった。

○ 児童相談所長の関わりをみると、未成年後見人は3ケース、1%であるが、申立者となると25ケース、約10%と関わり割合が高くなっている。

調査II 現状調査

○ 平成20年度、平成21年度における、親権喪失宣告請求件数、医療ネグレクト対応件数、未成年後見選任請求件数、行政不服審査請求への対応件数、行政事件訴訟の対応件数について、各児童相談所の実績を調査した。

質問II-1-1~2

※ 省略 前述の「1 集計値」参照

調査Ⅲ 新たな制度に関する意見について

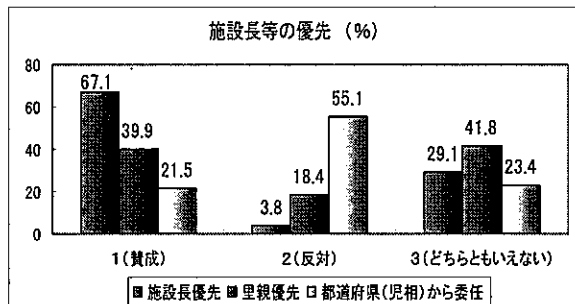
○ 親権制度研究会報告に基づき、親権制限のあり方について、各児童相談所（長）の考え方を調査した。

Ⅲ-1-1~3

施設入所等措置中の施設長等の優先について

グラフⅢ-1

N=158



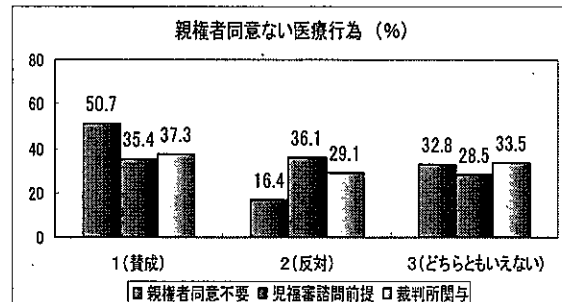
- 親権と施設長（里親）等の権限との優先関係について質問した。施設長については約67%の児童相談所長が「賛成」であった。里親については約40%の児童相談所長が「賛成」であった。「どちらともいえない」が一番多く約42%であった。一旦、都道府県（児童相談所）の権限とし、都道府県（児童相談所）から施設や里親へ委任する形については、「反対」が一番多く約55%であった。
- 注目すべきは、施設長と里親を同様に扱うことについて判断が異なったことである。自由記述では、「法人としての施設長と、個人としての里親との扱いは異なるべき」との意見があった。また、「里親は、その処遇内容が個々に異なるため、チェックや指導が難しい」点も指摘されている。さらには「里親へは児童相談所の適切な関与・支援が必要」との意見が主なものであった。
- 「反対」が多かった都道府県（児童相談所）の関与は、虐待対応等に忙殺されている児童相談所の現状から、業務量が限界に近く、さらに新たな業務を担うことは無理だと判断している児童相談所長が半数以上いたということであろう。

Ⅲ-1-4

施設入所等措置中の児童の医療について

グラフⅢ-2

N=158



- 子の福祉、権利擁護の観点から、必要な医療（入院、服薬、手術、輸血）等については、施設長（里親）や児童相談所長の判断でできるようにすることの考え方を質問した。研究会報告書では、事実行為、法律行為として考え方が整理され、事実行為とすれば、親権者の同意がなくとも入院手術が可能とする見解が示されている。
- 子の福祉のために必要と認められれば、特に親権者の同意は不要とする意見が半数の約50%。
- 児童福祉審議会等の意見を聴くことを前提とする考え方は、「反対」が「賛成」を上回った。これは迅速性を考慮した場合、審議会への諮問では対応できないとの意見と思われる。意見が拮抗しており、必要な医療の内容によっては審議会等の関与が全く意味を成さない、ということではない。
- 裁判所の決定に拠るとしたものは、「賛成」が約37%であった。自由記述では、損害賠償制度や保険制度の未整備（不備）を指摘し、司法関与の担保が必要であるとの意見があった。
- 調査Ⅱによる医療ネグレクトの件数は、平成20年度、21年度とも、1児童相談所3件、と件数自体は多くない（件数補正しても年間4件程度）。
医療ネグレクトへの対応は、親権喪失宣告請求と保全処分等の申立てにより、近年、迅速な決定（1日という例もある）がなされるようになってきている中で、「どちらともいえない」と回答した児童相談所長が約34%あった。

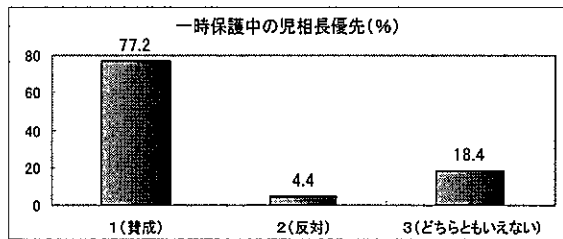
親権者とのトラブル対応や損害賠償への、安心できる体制作りが必要と考えている、という実態と理解できる。

III-2-1

一時保護中の取り扱い

グラフ III-3

N=158



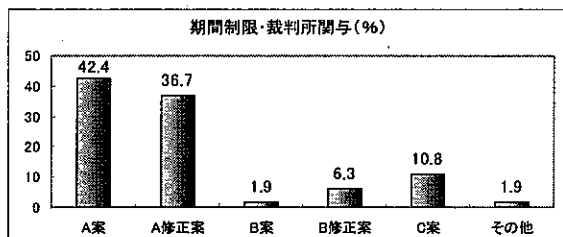
- 一時保護中の児童に対し、児童相談所長の権限が親権に優先する取り扱いについての質問である。
- 一時保護中については、親権と児童相談所長との権限関係の規定が存在しないことから、児童相談所長の権限を優先させることに「賛成」の意見が多く、約 77%にのぼった。「反対」は約 4%、「どちらともいえない」は約 18%であった。

III-2-2

一時保護期間の制限や裁判所の承認行為について

グラフ III-4

N=158

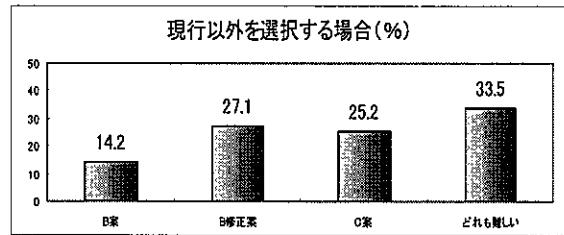


- 一時保護の期間制限や、一時保護に際しては裁判所の承認を必要とする考え方についての質問である。
- A 案及び A 修正案については、約 79%の児童相談所長が、「現行のままがよいとする意見 (A 案「現行」及び A 修正案「2ヶ月を超える要件の明確化」)」であった。

III-2-3

グラフ III-5

N=155



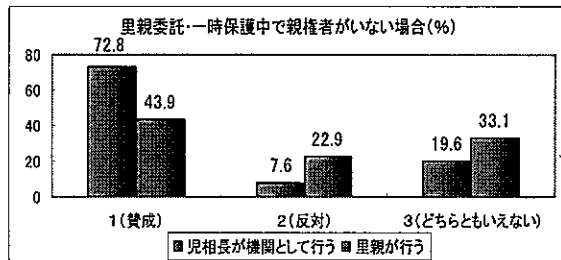
- 「親権制限」という権利制限を行う制度であれば、児童相談所長の判断・権限だけで実施できる現在の一時保護制度では、国民の納得を得ることは難しい側面があると思われるため、あえて A 案及び A 修正案を除いて選択してもらった。
- 「B 案」は、法第 28 条の申立までの期間を区切り、親権者の意に反する場合は家裁の承認による施設入所等の措置をとる必要があるとするものである。しかし、援助方針の決定から審議会への諮問、申立書の作成まで 2ヶ月以内で完了させることは非常に困難であり、期間の定め方によっては現実にそぐわないものになってしまう。また、必要な一時保護がなされなかったり、強引な家庭引取りに応じてしまうなど、子の福祉が守られない場合が想定できることから、B 案の選択は約 14%と低い割合であった。
- 「B 修正案」は、28 条申し立てまでの期間を延長する場合に家裁の承認を要するものである。現在も一時保護が 2ヶ月を超える事例があり、また措置施設の空きがない場合があることから、そのたびに承認手続きが必要となると、児童相談所の事務量の増となる。しかし負担感はあるものの約 27%と三案の中では一番ポイントが高かった。
- 「C 案」は、簡易手続きにせよ、同意がない全件数の事務手続きを行う必要があるため、約 25%であった。
- 「B 案及び B 修正案」でみると約 41%と多くなるが、どれも難しいとした意見が 33%あった。先に述べたように、児童相談所の業務量や体制を考慮した場合、どうしても対応が難しいと考えざるを得なかったためと思われる。
- 「どれも難しい」と選択した自由記述には、一時保護は一時的なものであり異議があれば行政訴訟で事足りる、今以上の時間的・事務的負担が生

じるものは賛成しかねる、等の意見があった。

III-3-1~2

親権を行うものがない子の監護

グラフIII-6 N(3-1=158 ; 3-2=157)



○ 児童福祉法第47条により、児童養護施設の長は親権者がいない場合も、親権を行うことができるが、里親委託中児童や一時保護中の、親権者のいない児童についての規定はない。従って、今回、こうした児童への対応が課題となっている。

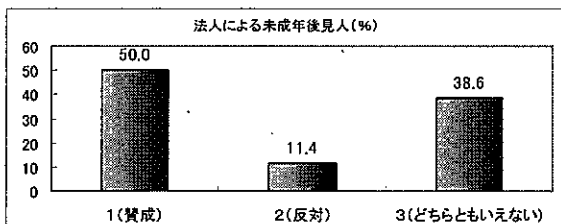
○ こうした児童への対応は、児童相談所長が機関として親権を行うことに「賛成」が約73%であった。「一時保護中の児童相談所長の優先(質問III-2-1)」の項目と同様の考え方と言える。第33条の8の規定により、未成年後見人の申立てを行う立場であり、在宅ケースについては、児童相談所長が、未成年後見人があるに至るまでの間親権を行うことになっていることから、違和感はなかったものと推測できる。

○ 里親の場合は「賛成」の割合が約44%と、児童相談所長と比べれば少なかった。「反対」は約23%である。里親については、「施設長等の優先(質問III-1-1)」と同様の考え方が示されている。

III-3-3

法人による未成年後見人

グラフIII-7 N=158



○ 法人を未成年後見人に選任できるようにすべき

か否かを質問した。

○ 半数の50%が「賛成」との意見である。中でも、成年後見制度の場合は法人で可能となっていることから同様にすべき、ふさわしい法人があれば賛成、法人の適格性を法上にしっかりと規定すべき、との意見があった。

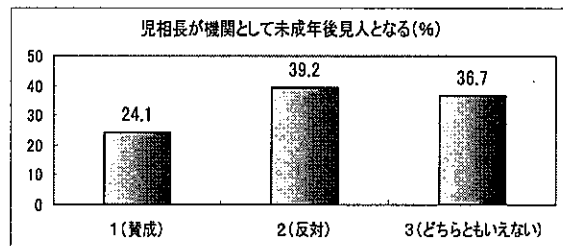
○ 「反対」は約11%であった。未成年後見人の要件をみだす個人を選任すれば事足りるとするものや、責任が不明確・あいまいになる、との指摘があった。また、児童が措置されている社会福祉法人であっても必ずしも児童の利益と一致するとは限らない、との意見があった。

○ 「どちらともいえない」が約39%であった。ここでも「法人の適格性」に関する意見が多く、第三者評価等のチェック機能の必要性が指摘されていた。

III-3-4

児童相談所長が機関として未成年後見人に選任できるようにすることについて

グラフIII-8 N=158



○ 未成年後見人の確保が課題となっていることから児童相談所長が、機関として未成年後見人になることについて質問した。

○ 「賛成」が約24%、「反対」が約39%と、反対賛成が上回り、「どちらともいえない」が約37%であった。

○ 賛成意見では、公的機関が責任を持たざるを得ないこと、手続きが簡易になること、また、継続性があること、等の意見があった。

○ 反対意見では、市(区)町村長が関与し、親権を行うようにすべき、児童相談所長が家裁の監督に服するのは適当でない、人事異動が頻繁であることや児童相談所長に権限が集中しすぎることを懸念する、等の意見があった。